

資料編



1 策定経過

年月日	内容等
令和6年 7月30日	第1回小川町第6次総合振興計画策定委員会 第1回小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進本部会議合同会議 ・策定委員会・作業部会について ・小川町第6次総合振興計画策定方針案について ・策定スケジュールについて ・住民意識調査票について ・総合戦略の一部改訂について ・次期総合戦略の策定について
8月21日	第2回小川町第6次総合振興計画策定委員会 第2回小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進本部会議合同会議 ・小川町第6次総合振興計画策定方針案の決定について ・住民意識調査票の確認について ・アンケート調査票の確認について ・地区懇談会・出張座談会について
8月31日～ 9月25日	住民意識調査（有効回収率 44.0%） 結婚・出産・子育てに関する意識調査（同上 33.2%） 小川町の住み心地に関する調査（転入者用）（同上 31.0%） 小川町の住み心地に関する調査（転出者用）（同上 26.3%） 若者アンケート（16～18歳）（同上 40.7%） 小川高校生を対象とした地方創生に関するアンケート（同上 92.7%） 小川町での操業に関する調査（同上 48.0%）
10月4日～ 11月17日	地区懇談会の開催 ・小川地区 16名 ・大河地区 16名 ・竹沢地区 9名 ・八和田地区 32名 ・東小川地区 21名 ・みどりが丘地区 5名 ・全地区 18名 出張座談会の開催 ・11月14日 6名
12月23日	第6次総合振興計画策定に係る作業部会 （第1回総務部会、第1回産業建設部会、第1回厚生文教部会） ・第6次総合振興計画策定方針について（確認） ・第6次総合振興計画策定スケジュールについて（確認） ・第6次総合振興計画策定に係る施策提案シート（様式4）の作成及びヒアリングについて（依頼）
令和7年 1月31日	第3回小川町第6次総合振興計画策定委員会 第3回小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進本部会議合同会議 ・第6次総合振興計画策定に係る住民意識調査及びデジタル田園都市国家構想総合戦略策定に係るアンケート調査の報告について ・第6次総合振興計画及びデジタル田園都市国家構想総合戦略策定に向けた地区懇談会の報告について

年月日	内容等
1月30日～ 2月19日	各課ヒアリング ・第6次総合振興計画施策提案シートの確認
3月21日 3月24日	第2回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（第2回総務部会、第2回産業建設部会、第2回厚生文教部会） ・施策提案シート（様式4）（案）について ・前期基本計画（骨子）（案）について ・基本構想（基本理念・将来像）（案）について ・会議開催日程と協議内容について
3月26日	第4回小川町第6次総合振興計画策定委員会 ・基本構想（基本理念・将来像）（案）について ・前期基本計画（骨子）（案）について ・会議開催日程と協議内容について
4月18日	第3回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（合同部会） ・前期基本計画骨子（案）について ・前期基本計画（案）について ・基本構想（案）について ・会議開催日程と協議内容について ・小川町人口ビジョン（案）について
4月24日	第5回小川町第6次総合振興計画策定委員会 第4回小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進本部会議合同会議 ・基本構想（案）について ・前期基本計画骨子（案）について ・前期基本計画（案）について ・小川町人口ビジョン（案）について
4月30日	第1回小川町第6次総合振興計画審議会 ・委嘱状交付式 ・諮問 ・会議及び議事録の公開について ・策定方針について ・住民意識調査について ・基本構想（基本理念・将来像）（案）・前期基本計画骨子（案）について
5月9日	第4回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（合同部会） ・基本構想（案）について ・前期基本計画（案）について
5月22日	第5回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（産業建設部会） ・基本構想（土地利用構想）（案）について
5月27日	第6回小川町第6次総合振興計画策定委員会 ・基本構想（案）について ・前期基本計画（案）について

年月日	内容等
令和7年 6月10日	第2回小川町第6次総合振興計画審議会 ・基本構想（基本理念・将来像）（案）について ・総合振興計画（基本構想・前期基本計画）（案）について
6月17日 6月18日	第5回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（総務部会、厚生文教部会） 第6回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（産業建設部会） ・基本構想（土地利用構想）（案）について ・総合振興計画（基本構想・前期基本計画）（案）について
6月27日	第7回小川町第6次総合振興計画策定委員会及び 第5回小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進本部会議合同会議 ・基本構想（基本理念・将来像）（案）について ・総合振興計画（基本構想・前期基本計画）（案）について ・地方創生の取組状況について ・人口ビジョン（目標人口）について
7月18日	第3回小川町第6次総合振興計画審議会 ・基本構想（基本理念・将来像）（案）について ・総合振興計画（基本構想・前期基本計画）（案）について
7月22日 7月24日	第6回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（総務部会、厚生文教部会） 第7回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（産業建設部会） ・基本構想（土地利用構想）（案）について ・総合振興計画（基本構想・前期基本計画）（案）について
7月30日	第8回小川町第6次総合振興計画策定委員会及び 第6回小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進本部会議合同会議 ・基本構想（土地利用構想）（案）について ・総合振興計画（基本構想・前期基本計画）（案）について ・地方創生に関する意見募集結果報告及び担当者会議について
8月7日 8月8日	第7回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（総務部会、厚生文教部会） 第8回第6次総合振興計画策定に係る作業部会（産業建設部会） ・基本構想（土地利用構想）（案）について ・総合振興計画（基本構想・前期基本計画）（案）について
8月27日	第9回小川町第6次総合振興計画策定委員会及び 第7回小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進本部会議合同会議 ・基本構想（土地利用構想）（案）について ・総合振興計画（基本構想・前期基本計画）（案）について ・第3期小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）等について
9月1日	第4回小川町第6次総合振興計画審議会 ・小川町第6次総合振興計画（案）について ・答申（案）について 小川町総合振興計画審議会 答申 ・石塚会長より島田町長へ答申（手交）

年月日	内容等
9月22日	小川町議会との意見交換会 ・小川町第6次総合振興計画（案）について ・第3期小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
10月1日～ 10月31日	パブリックコメント* ・意見提出者 6名、意見数 21件
11月12日	第4回政策会議、第10回小川町第6次総合振興計画策定委員会及び 第8回小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進本部会議合同会議 ・小川町第6次総合振興計画基本構想（案）について ※最終案 ・小川町第6次総合振興計画（案）について ・第3期小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
12月3日	令和7年第4回定例会 ・小川町第6次総合振興計画基本構想 議決
12月22日	第11回小川町第6次総合振興計画策定委員会 ・小川町第6次総合振興計画（最終案）について
令和8年 1月28日	町長決裁 ・小川町第6次総合振興計画 決定

2 小川町第6次総合振興計画策定方針

令和6年8月 21 日

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 本町計画の経過

本町では、平成 18 年3月に「小川町第4次総合振興計画」を策定し、“自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち”を、平成 28 年3月に「小川町第5次総合振興計画」を策定し、“自然の恵みと文化を未来につなぐ、人が輝くまち おがわ”を、それぞれ将来像に掲げ、まちづくりを進めてきました。

本田技研工業㈱の寄居新工場建設の発表（平成 18 年5月）を受け、小川町としては、積極的に関連企業等の誘致を図ることがさらなる町の活性化につながる好機ととらえ様々なとりくみを推進してきました。ホンダの新エンジン工場が町内に建設され、地域経済活性化に大きな期待が寄せられたところですが、平成 20 年9月に顕在化した世界金融危機（リーマンショック）や、令和2年に世界中に広がり日本においても死者を出している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックは、本町経済にも大きな影響を及ぼしました。

令和元年 10 月の台風 19 号「令和元年東日本台風」では本町にも甚大な浸水被害等を及ぼし、新型コロナウイルス感染症を含めて、町民の安全・安心、健康と命を守る取組は、重要課題となっています。

また、本町の人口は、住民基本台帳においては平成9年の 38,543 人（1月1日現在）をピークに減少傾向で推移し、令和6年7月1日には 27,677 人となり、約 28.2%減少しています。

(2) 国の動向

平成 27 年（2015 年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成す SDGs*（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）を実現することは、国際社会共通の目標となっています。我が国においても、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組むこととされており、地方自治体にも各種計画等に SDGs の要素を最大限反映し、取組の推進が図られています。

内閣府の第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された Society 5.0*は、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題を克服するとされています。

SDGs や Society 5.0 など、地方自治に関連する動向について注視していくことが必要であり、ポスト SDGs の動向を踏まえつつ、第5次総合振興計画後期基本計画と同様に、次期計画においても関連を明示します。

(3) 県の動向

埼玉県では、「埼玉県5か年計画」（令和4年度～令和8年度）を策定し、2030 年やその先の 2040 年を見据えて、安心・安全の追究 Resilience（レジリエンス）、誰もが輝く社会 Empowerment（エンパワーメント）、持続可能な成長 Sustainability（サステナビリティ）の3つの将来像の実現を目指しています。また、すべての施策を貫く横断的な視点として、2つの基本姿勢として「埼玉版 SDGs の推進」「新たな社会に向けた変革」を位置づけています。

(4) 計画策定の趣旨

①現行計画の点検・評価

このような状況の中、小川町第5次総合振興計画基本構想（平成28年度～令和7年度）及び基本計画（前期：平成28年度～令和2年度、後期：令和3年度～令和7年度）を実施してきたところであり、施策の推進状況を点検・評価し、その上で次期総合振興計画を策定します。

②次期計画の着実な推進

次期計画では、基本構想・基本計画達成のために何を重点に取り組んでいくのかを明確にし、小川町が抱えている課題の解決と、将来像の実現を目指します。そのため、進行管理方法の確立（充実）を図ります。

2 計画策定の視点

第5次総合振興計画によるまちづくりの進捗状況を把握し、積み残された課題、新たに発生した課題などを明らかにしたうえで、今後進むべき方向の具体化と施策の明確化を図ります。

- ①時代潮流に対応した計画づくり
- ②町民の視点での計画づくり
- ③地域の資源・特色、人財を活かした計画づくり
- ④安全・安心のための計画づくり
- ⑤積み残された課題への対応
- ⑥選択と集中に配慮した計画づくり

3 計画の構成・内容と期間

(1) 基本構想 令和8年度～令和17年度

基本構想は、10年後の小川町の姿とそれを実現するための道筋を描くものであり、令和7年12月議会の議決を経て決定予定です。

(2) 基本計画 令和8年度～令和12年度

基本計画は、基本構想を具体化し、施策を体系的に示すものです。

(3) 実施計画 3か年（毎年見直し）

実施計画は、基本計画の施策を実施するために3か年の財源を明らかにするものです。ローリング方式により、毎年見直します。

4 計画策定の体制

(1) 町民参画の体制

町民参画の体制として、住民意識調査、地区懇談会、出張座談会、総合振興計画審議会、パブリックコメント*などを実施します。

【令和6年度実施】

住民意識調査

※その他、小川町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定時に実施した各種アンケート調査（小川高校生アンケート、町内在住高校生アンケート（小川高校生を除く）、転入者アンケート、転出者アンケート、結婚・子育て等に係るアンケート、事業者アンケート）、地区懇談会、出張座談会

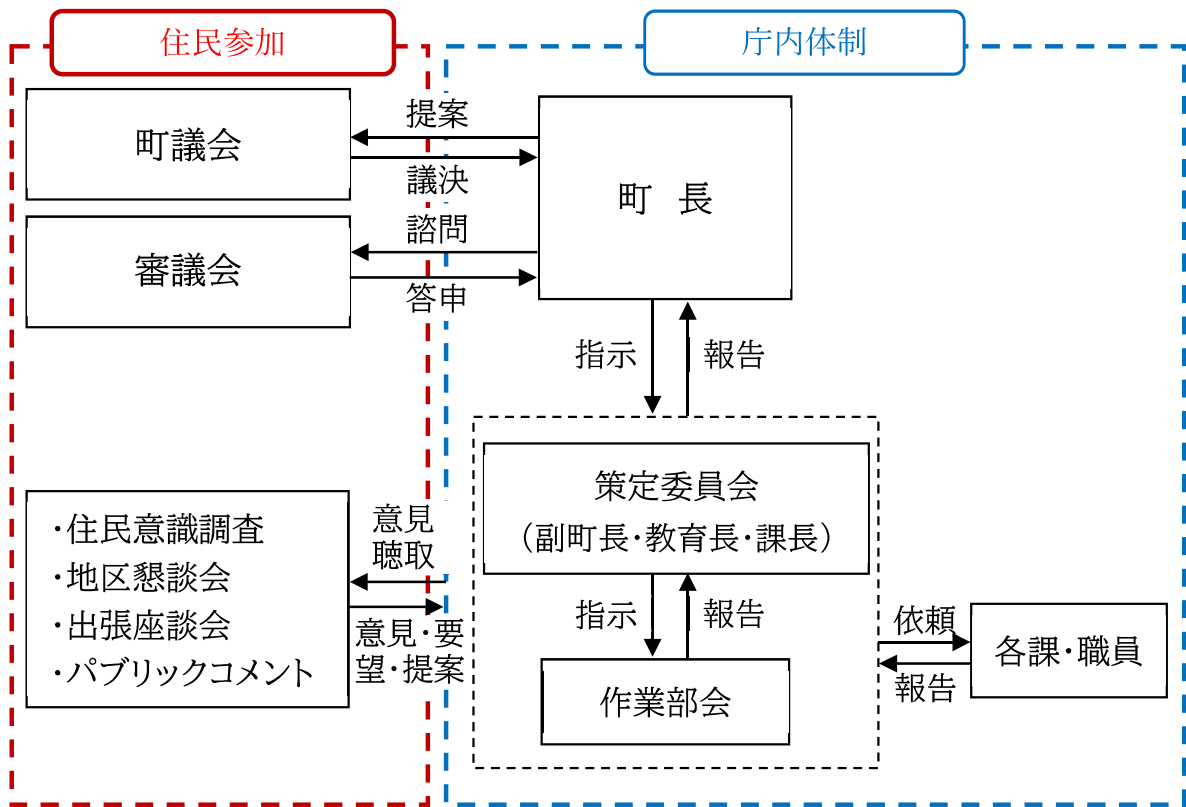
【令和7年度実施】

総合振興計画審議会、パブリックコメント*、議会審議

(2) 庁内体制

課長等による策定委員会（副町長・教育長・課長）、担当者による作業部会を設置し、策定作業を進めます。

小川町第6次総合振興計画策定体制



5 策定スケジュール

令和6年度 策定方針の決定
基礎調査の実施
住民意識調査の実施

	地区懇談会・出張座談会の実施
令和7年度	総合振興計画案の作成 実施計画案の作成 総合振興計画審議会による審議 町議会に提案・議決 パブリックコメントの実施
令和8年度～	第6次総合振興計画の実施

3 住民意識調査結果等の概要

1 小川町住民意識調査

①住みよさについては、「住みよい」と「まあまあ住みよい」を合わせて52.2%であり、前回調査から増加しました。また、定住意向は「ずっと住むつもり」と「当分の間転居するつもりはない」を合わせて82.0%となっています。

②将来イメージは、「保健や医療、福祉が充実したまち」が32.7%、「事故や犯罪がなく、災害に強いまち」が29.4%「にぎわいと活力に満ちたまち」が25.9%です。

③満足度の高い施策（加重平均^{*}）は、「上水道」、「下水道」、「消防・防災」、「ごみ対策」、「保健・医療」などであり、反対に低い施策は、「道路・交通」、「土地利用」、「市街地・集落」、「商業」、「雇用・消費生活」などです。都市基盤に係る施策は、満足度の高い施策と低い施策に分かれます。また、地域経済に係る施策への満足度が低くなっています。（全37施策）

<満足度上位>

順	今回調査	令和元年調査
1	上水道	上水道
2	下水道	消防・防災
3	消防・防災	下水等の処理
4	ごみ対策	ごみ対策
5	保健・医療	防犯

<満足度下位>

順	今回調査	令和元年調査
1	道路・交通	商業
2	土地利用	雇用
3	市街地・集落	観光
4	商業	交通
5	雇用・消費生活	土地利用

④充実希望度の高い施策（加重平均^{*}）は、「市街地・集落」、「道路・交通」、「商業」、「ごみ対策」、「高齢者福祉・介護保険」などであり、主に満足度の低い施策への充実希望度が高くなっています。「ごみ対策」については、満足度、充実希望度とも高くなっています。（全37施策）

⑤満足度や充実希望度を聞いた全37施策において、「重点的に取り組むべき」とする施策は、「道路・交通」、「高齢者福祉・介護保険」、「子ども・子育て支援」、「土地利用」、「観光」などとなっています。

<重点的に取り組むべき施策>

順	今回調査	令和元年調査
1	道路・交通	高齢者福祉・介護保険
2	高齢者福祉・介護保険	観光
3	子ども・子育て支援	土地利用
4	土地利用	子ども・子育て支援
5	観光	交通

⑥個々の施策について評価した場合、都市基盤、経済・産業面の充実希望度が高くなりますが、施策全体を評価した場合は、福祉関係の施策も重点的に取り組むべきと考えられています。

2 結婚・出産・子育てに関する意識調査

①「満足」と「やや満足」を合わせた本町における生活環境への評価は、「住宅条件（広さ・日当たり・家賃等）」が65.0%、「緑・公園・水辺等の自然環境」が50.0%であり、この2項目が50%以上となっています。これに対し、「満足」と「やや満足」が最も少ない項目は、「高齢者や障害者のための福祉」であり、唯一20%に満たない結果（18.7%）となっています。

- ②結婚していない理由としては、「適当な相手にまだ巡り会わないから」が30.4%、「結婚する必要を感じないから」が26.2%、「結婚資金、結婚後の生活資金が足りないから」が23.0%で上位を占めており、“巡り会う”ための支援に一定の効果が期待できます。
- ③結婚の希望については、「結婚したい」が47.1%であり、「結婚したい」人の結婚したい年齢は、「30歳代」が35.6%、「29歳以下」が33.3%、「40歳以上」が21.1%となっています。
- ④最終的に持ちたい子どもの数は、「0人」を含めた平均で1.62人、理想的な子どもの数は、「0人」を含めた平均で1.90人です。“理想の数”よりも“持ちたい数”が少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が54.8%、「高年齢で生むのはいやだから」が21.9%などとなっています。
- ⑤結婚・出産・子育てを支援していくためには、経済的な支援をはじめとして各期に適した施策を展開していく必要があります。結婚しやすい環境づくりのためには、「長時間労働の是正、有給休暇の消化促進など、自由な時間の確保」(43.7%)などが、出産への支援は、「妊娠・出産時の経済的負担の軽減」(41.9%)などが、子育てしやすい環境づくりのためには、「子育てがしやすい税制や社会保障」(47.3%)などが上位に挙げられています。

3 小川町の住み心地に関する調査（転入者）

- ①転入者の現在の通勤・通学先は、「小川町内」の31.7%をはじめとして、その多くが“埼玉県内”です（県内合計78.1%）。
- ②転入前後の住宅について、転入前は「借家（賃貸マンション・アパート）」が57.0%で最も多い一方、転入後は「持ち家（一戸建て）」が51.6%と半数を超えていることから、一戸建ての持ち家を求めて転入する傾向がうかがえます。
- ③引っ越しを検討することになったきっかけは、「家族や親族との同居・近居のため」が30.1%（前回25.4%）、「生活環境をよくするため」が23.7%（前回29.5%）、「住宅購入のため」が18.3%（前回16.4%）となっています。
- ④小川町に引っ越しを決めることになった理由は、「親や子どもの家に近いから」が34.4%（前回18.0%）、「通勤・通学がしやすいから」が19.4%（前回13.1%）となっています。
- ⑤小川町への定住意向は、「ずっと住むつもりである」と「当分の間転居するつもりはない」を合わせて72.1%となっています。

4 小川町の住み心地に関する調査（転出者）

- ①転出前後の住宅について、転出前は「持ち家（一戸建て）」が72.2%となっています。これに対し、転出後は「持ち家（一戸建て）」が25.3%、「借家（賃貸マンション・アパート）」が57.0%と、借家の割合が多くなっています。
- ②現在の居住地（回答者78人（前回64人）中）は、「埼玉県」が45人（前回37人）、「東京都」が17人（前回10人）などであり、埼玉県内では「東松山市」と「滑川町」が6人、「新座市」と「鶴ヶ島市」、「嵐山町」が3人など、東武東上線沿線が比較的多くなっています（前は川越市が5人で最多）。
- ③引っ越しを検討することになったきっかけは、「結婚のため」が25.3%（前回17.2%）、「就職のため」が21.5%（前回6.3%）となっています。前回1位だった「家族や親族との同居・近居のため」(23.4%)

は、今回 10.1%となっています。

④町外への引っ越しを決めた理由は、「通勤・通学がしやすいから」が 53.2%、「交通の便が良いから」が 34.2%などとなっています。

⑤小川町に再び住むかどうかについて、「交通の便がよくなれば住みたい」が 49.4%であり、“交通”が重要な要素となっています。

5 若者アンケート調査（16～18歳）

①小川町の“良いところ”は、「森林、樹木等が多く、やすらぎがある」が 62.3%（前回 56.3%）、「畑や水田等の農地が広がっている」が 23.8%（前回 18.8%）、「歴史を感じさせるものが多い」が 18.9%（前回 14.1%）などとなっています。

②小川町の“良くないところ”は、「バスや鉄道が少ない」が 55.7%（前回 50.0%）、「買い物に不便」が 47.5%（前回 42.2%）、「街灯がなく、夜道が暗くてこわい」が 40.2%（前回 46.9%）となっており、上位3項目は順位が異なるものの前回調査と同様です。

③将来的な定住意向は、「ずっと住みたい」（6.6%（前回 6.3%））と「一度は小川町を出ても、いつか小川町に戻って住みたい」（31.1%（前回 37.5%））を合わせた“小川町に住みたい”が、37.7%（前回 43.8%）となっています。“小川町に住みたい”理由は、「生まれ育ったふるさとだから」が 58.7%、「住みたくない」理由は「小川町に希望する就職先がないから」、「小川町に魅力を感じないから」、「小川町に住む特別な理由はない」などです。

④小川町に働きたいと思える企業が「ある」が 9.8%（前回 3.1%）、「ない」が 51.6%（前回 37.5%）であり、「わからない」が 36.9%（前回 59.4%）となっています。小川町に働きたい企業が無い理由は、「小川町に希望する職業がないから」（40.7%（前回 30.6%））、「小川町にある企業を知らないから」（32.4%（前回 40.3%））が多くなっています。

6 小川高校生調査

①小川町の“良いところ”は、「森林、樹木等が多く、やすらぎがある」が 32.2%（前回 48.7%）、「歴史を感じさせるものが多い」が 30.6%（前回 25.6%）、「バスや鉄道が利用しやすい」が 15.8%（前回 27.2%）となっており、上位3項目は順位が異なるものの前回調査と同様です。

②小川町の“良くないところ”は、「バスや鉄道が少ない」が 51.1%（前回 34.4%）、「買い物に不便」が 20.8%（前回 32.3%）となっており、上位2項目は前回調査と同様です。

③小川町に住む人の将来的な定住意向は、「ずっと住みたい」（3.9%（前回 8.7%））と「一度は小川町を出ても、いつか小川町に戻って住みたい」（17.6%（前回 21.7%））を合わせて、21.5%（前回 30.4%）です。

④小川町に働きたいと思える企業が「ある」が 11.8%（前回 4.1%）、「ない」が 60.8%（前回 26.7%）であり、「わからない」が 27.5%（前回 67.7%）となっています。

7 小川町での操業に関する調査

①ここ5年間の売り上げ傾向については、「増加傾向にある」が 19.8%（前回 11.8%）、「減少傾向にあ

- る」が42.7%（前回 59.1%）、「横ばいが続いている」が37.5%（前回 26.9%）となっています。
- ②売上が増加している理由は、「受注量の拡大」と「取引先の増加」、「営業販売力の強化」であり、減少している理由は、「受注量の減少」と「取引先の減少」、「景気の変動」です。
- ③操業するうえでの課題（「課題がある」と回答した事業所）は、「建物の老朽化」が57.8%（前回 52.6%）です。
- ④後継者については、「未決定」が32.3%（前回 33.3%）、「当代限り」が22.9%（前回 25.8%）となっており、両者を合わせると過半数（今回 55.2%、前回 59.1%）となります。
- ⑤人手の過不足について、正社員は「適正」が54.2%、「不足」と「やや不足」を合わせて36.4%であり、正社員以外では「不足」と「やや不足」を合わせて28.1%、「適正」が52.1%となっています。
- ⑥従業員を増やす予定については、「予定がある」が35.4%（前回 41.9%）、「予定はない」が63.5%（前回 54.8%）となっています。
- ⑦町が力を入れるべき施策は、「雇用確保の取組支援」が32.3%（前回 13.6%）、「国・県・町の支援策を集約した情報の提供」と「融資制度の充実」がともに24.0%（前回はそれぞれ28.0%、16.1%）となっています。
- ⑧従業員の妊娠・出産、子育て支援については、「短時間勤務制度」を実施している事業所が30.2%（前回 37.6%）と最も多く、次いで、「終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」と「育児休業制度」がともに21.9%（前回はそれぞれ21.5%、24.7%）となっています。

4 小川町総合振興計画条例

平成 23 年 12 月 8 日

条 例 第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合振興計画の策定について必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 地域づくりの最上位に位置づけられる行政計画であり、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもので、基本構想及び基本計画からなるもの
- (2) 基本構想 今後のまちづくりの目標である将来像と理念を掲げ、それを実現するための期間内の基本的な方向性及び施策の大綱を示したもの
- (3) 基本計画 基本構想を実現するために、基本的な施策及び事業を体系的に示すとともに、重点的に取り組むべき事業及び施策の推進のための行政運営のあり方等を示したもの

(総合振興計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、総合振興計画の基本的事項の策定に当たっては、あらかじめ、小川町総合振興計画審議会条例（昭和 59 年小川町条例第 11 号）第 2 条に規定する小川町総合振興計画審議会に諮問するものとする。

2 前項の規定は、総合振興計画の基本的事項の変更について準用する。

(基本構想の議決等)

第 4 条 町長は、議会の議決を経て基本構想を定めるものとする。

2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第 5 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合振興計画の公表)

第 6 条 町長は、総合振興計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合振興計画の変更について準用する。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 総合振興計画審議会

(1) 小川町総合振興計画審議会条例

昭和 59 年 6 月 21 日

条 例 第 11 号

改正 平成17年6月13日条例第17号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小川町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定に関する基本的事項について審議するため、小川町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 町内の公共的団体等の代表者 | 7 人 |
| (2) 知識経験を有する者 | 9 人 |
| (3) 町民の代表者（前 2 号に掲げる者を除く。） | 4 人 |

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合振興計画を主管する課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 小川町総合振興計画審議会委員名簿

No.	号	氏名	役職等
1	1号委員 (公共的団体等の代表)	松岡良治	小川町商工会長
2		金子哲	埼玉中央農業協同組合理事
3		石塚守	小川町区長会長
4		土田芳夫	小川町民生・児童委員協議会長
5		黒澤拓也	埼玉県立小川高等学校長
6		岸田直幸	小川町社会福祉協議会事務局長
7	2号委員 (知識経験を有する者)	古川由夏	埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所長
8		吉田壮一	埼玉県寄居林業事務所長
9		阿部雅紀	埼玉県警察本部小川警察署長
10		関根博	比企広域消防本部小川消防署長
11		瀬川豊	小川町スポーツ協会長
12		内田恵帆	小川保育園保護者会長
13		針金美代子	小川町赤十字奉仕団委員長
14		小田穂	NPO法人霜里学校代表
15		赤堀香弥	小川町有機農業生産グループ代表
16	3号委員 (公募)	北島孝子	公募
17		岩出智子	公募
18		秋山尚之	公募

(3) 諮問文

小政第13320号
令和7年4月30日

小川町総合振興計画審議会
会長 石塚 守 様

小川町長 島田 康弘

小川町第6次総合振興計画について（諮問）

このことについて、小川町総合振興計画審議会条例（昭和59年小川町条例第11号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を下記のとおり求めます。

記

1 諮問内容

小川町第6次総合振興計画の策定に関する審議

2 諮問理由

本町では、“自然の恵みと文化を未来につなぐ、人が輝くまち おがわ”を将来像として平成28年3月に「小川町第5次総合振興計画」を策定し、まちづくりを進めてまいりました。

この第5次総合振興計画の計画期間が令和7年度で終了いたします。

町は、この10年間の中で、課題である人口減少・少子高齢化に対応するため、子育て支援施策の充実や移住・定住の促進施策、高齢者の健康増進の取組、住宅団地再生事業などを行ってまいりました。人口減少・少子高齢化の中においては、DXの推進をはじめとした、時代の潮流に対応した行政運営がますます求められています。

また、安心な暮らしを実現するため、防災・減災対策や防犯対策、環境問題など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。

経済は緩やかな回復の兆しがみられますが、地方経済は依然として厳しい状況にあることから、効率的かつ効果的な行財政運営をより一層推進し、町民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組むため、「小川町第6次総合振興計画」の策定に関して、貴審議会に諮問し、ご意見・ご提言を伺うものです。

(4) 答申文

令和7年9月1日

小川町長 島田 康弘 様

小川町総合振興計画審議会
会長 石塚 守

小川町第6次総合振興計画（案）について（答申）

令和7年4月30日付け小政第13320号で諮問のあった、小川町第6次総合振興計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

答申

本審議会において、「小川町第6次総合振興計画（案）」（別紙）を慎重に審議した結果、原案を妥当と認めることを答申します。

本計画案には、今後のまちづくりの目標である基本理念・将来像等が掲げられるとともに町政全般にわたり現状と課題が体系的に整理され、各々に対する基本方針、基本計画等が示されており、その内容は、適切なものと認められます。

本町が直面する人口減少・少子高齢化、近年、激甚化・頻発化する自然災害、SDGs*やデジタル化の進展などが考慮されており、持続可能なまちづくりの指針となる最上位計画として相応しいものであります。

基本構想に定めたまちの将来像「活力と安らぎ、住み続けたいまち おがわ」の実現に向け、本計画案の着実な推進を望むものであります。

6 策定委員会

(1) 小川町総合振興計画策定委員会設置要綱

(平成27年6月12日)
(訓令第8号)

(設置)

第1条 小川町総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）を策定するための庁内体制として、総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、総合振興計画の策定及び変更に関する検討及び総合調整を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員には、課長の職にある職員をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数をもって成立する。

3 委員長が認めたときは、関係者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(作業部会)

第6条 策定委員会に、各種資料の調査分析や計画素案を検討するため、総合振興計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長、副部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する者とする。

4 部会長は、部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 部会の議長は、部会長をもって充てる。

(事務局)

第7条 委員会に関する事務を処理するため、事務局を政策推進課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月12日から施行する。

(2) 小川町総合振興計画策定委員会委員名簿

No.	役 職	職 名	令和6年度(氏名)	令和7年度(氏名)
1	委員長	副町長	小 暮 亮 治	小 暮 亮 治
2	副委員長	教育長	小 林 和 夫	市 川 俊 実
3	委 員	総務課長	栢 盛 武 昭	栢 盛 武 昭
4	委 員	政策推進課長	石 川 勝	石 川 勝
5	委 員	防災地域支援課長	岡 部 孝 一	岡 部 孝 一
6	委 員	税務課長	田 嶋 明 美	田 嶋 明 美
7	委 員	町民課長	粟 生 田 寿 彦	粟 生 田 寿 彦
8	委 員	健康福祉課長	堀 口 芳 之	堀 口 芳 之
9	委 員	長生き支援課長	池 上 真 矢	池 上 真 矢
10	委 員	子育て支援課長	小 林 ひろみ	小 林 ひろみ
11	委 員	環境農林課長	奥 田 賢 一	奥 田 賢 一
12	委 員	にぎわい創出課長	矢 島 富 男	山 崎 博 之
13	委 員	建設課長	関 口 勝 教	関 口 勝 教
14	委 員	都市政策課長	島 田 真 也	島 田 真 也
15	委 員	上下水道課長	田 端 将 嘉	田 端 将 嘉
16	委 員	会計課長	久 保 明	久 保 明
17	委 員	学校教育課長	宮 澤 忍	小 池 学
18	委 員	生涯学習課長	磯 田 雅 之	磯 田 雅 之
19	委 員	議会事務局長	岸 澤 均	岸 澤 均
20	委 員	小川地区衛生組合事務局長	磯 田 真 佐 司	磯 田 真 佐 司

事務局	政策推進課主幹	田 嶋 伸 弘	田 嶋 伸 弘
	政策推進課主席主査	石 川 俊 一	石 川 俊 一
	政策推進課主任	栗 原 麻 衣	栗 原 麻 衣

(3) 総合振興計画策定作業部会名簿

No.	部会	課名	令和6年度		令和7年度	
			職名	氏名	職名	氏名
1	総務	総務課（総務 G）	主幹	落合 浩一	主幹	落合 浩一
2		総務課（人事文書 G）	主幹	青木 洋◎	主幹	青木 洋◎
3		政策推進課（政策推進 G）	主幹	田嶋 伸弘	主幹	田嶋 伸弘
4		防災地域支援課（防災地域支援 G）	主幹	神田 哲也○	主幹	神田 哲也○
5		税務課（納税 G）	主席主査	佐藤 幸子	主席主査	佐藤 幸子
6		税務課（課税 G）	主席主査	原川 温史	主席主査	原川 温史
7		会計課（会計 G）	主席主査	山口 絵理	主席主査	山口 絵理
8		議会事務局	次長	丸山 雅子	次長	丸山 雅子
9	産業建設	環境農林課（環境保全 G）	主幹	内田 節也	主幹	内田 節也
10		環境農林課（農林 G）	主幹	轟 英明◎	主幹	轟 英明◎
11		にぎわい創出課（企業支援 G）	主幹	宮崎 勝彦	主幹	西田 成亮
12		にぎわい創出課（地域振興 G）	主席主査	柴崎 浩	主席主査	柴崎 浩
13		建設課（土木 G）	主幹	安藤 泰裕	主幹	安藤 泰裕
14		建設課（地籍調査 G）	主幹	関口 浩幸	主幹	関口 浩幸
15		都市政策課（都市政策 G）	主幹	武川 悟○	主幹	武川 悟○
16		上下水道課（水道 G）	主幹	大嶋 英人	主幹	大嶋 英人
17		上下水道課（下水道 G）	主幹	西田 成亮	主幹	宮崎 勝彦
18	厚生文教	町民課（戸籍年金 G）	主幹	持田 美代子	主幹	持田 美代子
19		町民課（保険 G）	主幹	伊藤 千昭◎	主幹	山崎 由和
20		健康福祉課（福祉 G）	主幹	梅原 淑恵	主幹	梅原 淑恵○
21		健康福祉課（健康増進 G）	主幹	高畑 弥子○	主幹	中島 麻利子
22		長生き支援課（長生き支援 G）	主幹	欠川 スミ江	主幹	欠川 スミ江
23		子育て支援課（子育て支援 G）	主幹	栢盛 丈子	主幹	栢盛 丈子
24		学校教育課（学校教育 G）	主幹	荒井 博文	主幹	荒井 博文
25		学校教育課（学校給食センター G）	主幹	中島 麻利子	主幹	小林 一彦
26		生涯学習課（生涯学習 G）	主席主査	浅見 健一	主席主査	浅見 健一
27		生涯学習課（公民館 G）	主査	市川 紗也香	主幹	伊藤 千昭◎
28		生涯学習課（図書館 G）	主幹	大川 忠雄	主幹	大川 忠雄
29		生涯学習課（町民会館 G）	主幹	関口 治夫	主幹	小川 一雄

※◎は部会長、○は副部会長

事務局	政策推進課	主席主査	石川 俊一	主席主査	石川 俊一
	政策推進課	主任	栗原 麻衣	主任	栗原 麻衣

7 SDGs* 17のゴール

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された2030年に向けた国際的な社会開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。地球上の誰一人として取り残さない社会の実現をめざした、世界共通の行動目標となっており、以下の17のゴールは非常に広範な分野にわたっています。

ゴール	目 標	ゴール	目 標
	①貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		⑩不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する
	②飢餓 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		⑪都市 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な人間居住を実現する
	③保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		⑫生産・消費 持続可能な生産消費形態を確保する
	④教育 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		⑬気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	⑤ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		⑭海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	⑥水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		⑮陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	⑦エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		⑯平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	⑧成長・雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		⑰実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	⑨イノベーション 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

出典：国連広報センター

8 用語解説

あ行

RPA

RPA (Robotic Process Automation) とは、ソフトウェアロボットにより事務処理を自動化する技術のことであり、これまで職員が行ってきたパソコン上の作業手順をソフトウェアロボットに覚えさせる（操作シナリオを作成する）ことで、パソコン操作を自動化するもの。

IoT

IoT(Internet of Things)とは、「モノのインターネット」と呼ばれるもので、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す技術のこと。

ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、IT (インフォメーション・テクノロジー：情報技術) ではなく、情報通信技術 (ICT) を用いる例が増えている。

空き家バンク

賃貸・売却可能な空き家の情報を、利用を希望する人に紹介する制度のこと。

アクセス道路

高速道路と一般道路を結ぶ道路。また、都市の施設に至るための道路。

生きる力

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力のこと。また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性や、たくましく生きるための健康や体力のこと。

移住サポートセンター

地方への移住が円滑になることを目的に各種情報（空き家の情報、暮らしの情報等）を集約し、移住希望者に情報提供、相談、各種手続きのサポートを行う拠点のこと。

インクルーシブ教育システム

障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された概念である。

インバウンド対策

海外からの旅行者（インバウンド）を誘致し、快適に滞

在してもらうための取組。多言語対応や情報発信の強化、キャッシュレス決済の導入などがある。

ウルトラ防犯パトロール隊

地域住民が主体となり、犯罪の未然防止や子どもたちの安全確保を目的として行う自主的な防犯パトロール活動のこと。小川町では、「とびきり（ウルトラ）いいパトロール隊として小川町を守る。」ということからウルトラ防犯パトロール隊と命名している。

AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。人間が行っている学習、推論、判断等の知的な情報処理の一部を人工的に実現する仕組み。

ALT

Assistant Language Teacher (アシスタント・ランゲージ・ティーチャー) の略。主に小中学校英語の授業で日本人教師を補助するために配置された外国語指導助手のこと。

エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法。アクセルを緩やかに踏み、アイドリングストップを行うなど、燃料消費量やCO₂排出量を抑える技術。

SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。令和12 (2030) 年までの国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念に掲げている。

NPO法人

非営利団体 (Non Profit Organization) の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人 (特定非営利活動法人) という。

LGBTQ

多数派の性的指向や性自認を持つ人々からみて少数派に属する人々の総称の一つ。(L) レズビアン、(G) ゲイ、(B) バイセクシュアル、(T) トランスジェンダー、(Q) クエストショニング (クィア) の頭文字からなる。

オーガニックビレッジ

有機農業の生産者、消費者、流通事業者などが連携し、有機農業の推進や食育に取り組む地域のこと。

おがわ学

小川町の歴史や文化、自然、産業などについて学ぶ総合的な学習活動のこと。地域への愛着や誇りを育むことを目的としている。

おがわ型農業

小川町内の農産物に対し、生産者の創意工夫や努力を町が認証する「おがわん認証制度」に基づく農業のこと。

小川和紙

紙漉きの技法は、大陸の文化を我が国にもたらした高麗人が武蔵国に移り住み、伝えられてから1,300年以上の歴史を重ね、現在に至るまで、小川町周辺で漉かれる和紙のこと。

か行

カーボンニュートラル

carbon neutral（炭素中立）。人為起源の温室効果ガス（主に二酸化炭素）の「排出量」と「吸収・除去量」を均衡させ、排出を全体として（実質的に）ゼロにすること。植林・森林管理などによる吸収や除去も含め、差し引きで実質ゼロを目指す考え方。

学童クラブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」のこと。

観光入込客数

特定の地域や観光地を訪れた観光客の延べ人数。日帰り客や宿泊客を含み、地域の観光振興の指標となる。

かん養機能

樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、濁水を緩和することや水質の浄化を行う機能のこと。

GIGAスクール構想

1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のこと。

（公共下水道）供用開始面積

公共下水道の工事が進み、家庭や工場が公共下水道に接続して下水を処理することができる区域の面積のこと。

COOL CHOICE

温室効果ガス削減のため、低炭素型の製品・サービス・行動など、あらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

おがわん認証制度

小川町が、町の資源を活用した特色ある農業や農産物を認証する制度。JAS有機農産物に準拠した考え方で、生産者の「宣言」を特徴とする。

おがわんプロジェクト

生産者が取り組んでいる創意工夫や努力を「宣言」し、これを町が「認定」し、これに基づき行われる生産活動等を「おがわ型農業」と位置づけている。これらを見える化することで頑張る農家を応援する。

グリーンツーリズム

農山漁村地域で、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示したもの。この比率は、概ね70%から80%の間であることが理想とされている。

ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人のこと。

県立小川げんきプラザ

青少年をはじめ、広く県民の健康増進やレクリエーション活動を目的とした社会教育施設のこと。小川町の北西部、金勝山の山頂にある。

広域行政

交通機関の整備、下水道やごみ処理施設の建設、広域イベントの開催など、個々の市町村が別々に事業を行うよりも複数の市町村が共同で行うべき広域的な行政課題に対応するため、市町村が事務の共同処理を行うこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産むこどもの数のこと。

子育て支援センター

子育て中の孤立感、不安感等を緩和するため、親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供する施設のこと。

こども

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しており、

18歳や20歳といった年齢では区切らない。なお、「児童」は、児童福祉法などの法律で定義される「満18歳に満たない者」を指す。

こどもまんなか

こどもの意見を尊重し、最善の利益を第一に考え、こどもの視点に立った社会づくりを進めること。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

埼玉県学力・学習状況調査

埼玉県内の公立小・中学校の児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導の改善に役立てるための調査のこと。

埼玉県歴史のみち景観モデル地区

地域の歴史や文化を物語る街道や水路などの「歴史のみち」の景観を保全・再生するために、県が指定した地区。

サイバー犯罪

コンピュータやインターネットなどの情報通信技術を利用して行われる犯罪のこと。不正アクセスや詐欺、誹謗中傷などがある。

サイバーセキュリティ対策

コンピュータやネットワークなどの情報システムを、不正アクセスやウイルス感染などのサイバー攻撃から守るための対策。

サテライトオフィス

本社や主たる事業所から離れた場所に設置される小規模なオフィス。多様な働き方や生産性の向上を目的とする。

SATOYAMAイニシアティブ

人の手が入ることで生物多様性が保全される「里山」をモデルに、持続可能な自然資源の利用と人々の暮らしを両立させる国際的な取組のこと。

さわやか相談員

学校に配置され、いじめや不登校など、児童生徒の抱える悩みや心のケアについて相談に応じる専門家のこと。

GX

グリーントランスフォーメーションの略。産業構造や社会を化石燃料中心からクリーンエネルギー中心へと全面的に変革し、安定的なエネルギー供給、経済成長、排出削減の同時実現を目指す取組のこと。

公共下水道

市町村が建設し管理する下水道のことで、家庭や工場の近くまで下水道管を延ばし、下水を集め終末処理場で処理するものと、流域下水道へ接続するものがある。

個別避難計画

災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者などのために、避難経路や方法、支援者などを個別に定めた計画のこと。

自主防災組織

地域の防災力を高めるため、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、住民同士が協力して防災活動を行う組織のこと。

自治体クラウド

近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

指定管理

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図る制度のこと。

自動車等運転免許自主返納者

高齢などを理由に、自主的に自動車や原動機付自転車などの運転免許証を返納した人。

児童家庭支援センター

児童虐待や発達障害児等に対するケアなど、専門的援助が必要なこども家庭に対し、早期に支援を展開して、市町村のこども家庭支援をバックアップする児童福祉の専門支援機関のこと。

障害者差別解消法

障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求める法律。

奨学金制度

経済的な理由で修学が困難な学生に対し、学費や生活費を貸与または給付する制度のこと。町には、小川町奨学金貸付制度がある。

シルバー人材センター

定年退職者等高齢者を会員として、希望に応じた臨時・短期的な就業の機会を確保・提供することを目的とした公益法人のこと。原則として市町村単位で設置されている。

新型コロナウイルス感染症

令和2（2020）年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。令和5（2023）年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられた。

人工林

森林を育成することを目的として行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為によりつくられる森林のこと。

新体力テスト

握力や上体起こし、反復横とびなど、国民の体力・運動能力を総合的に評価するために行われるテストのこと。

森林環境譲与税

国土の保全や地球温暖化対策に貢献する森林整備を目的として、市町村や都道府県に譲与される税金のこと。

水洗化人口

公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置などによって汚水を処理している人口のこと。

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、小中学校に配置された者。臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家である。

スクールソーシャルワーカー

学校や暮らしの中での困難を抱えている児童生徒とその家族を支えるために、制度やサービス、環境面から支援を行いながら問題解決に取り組む専門家。

性的マイノリティ

多数派の性的指向や性自認を持つ人々からみて少数派に属する人々の総称。

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立つ生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様性を含めた幅広い概念である。

ゼロカーボンシティ

令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した自治体のこと。小川町では、令和3（2021）年2月12日に宣言。

全国学力・学習状況調査

文部科学省が実施する、全国の小・中学校の児童生徒の学力や学習状況を把握するための調査のこと。

Society5.0

サイバー空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

た行

ダウンサイジング

文字どおりサイズ（規模）を小さくすることを指す用語。小川町の水道事業では、人口とともに給水人口及び給水量が減少していくことを考慮し、浄水場や配水場などの施設や管路の規模を小さくする意味に用いている。

多子世帯

主に18歳未満の子が3人以上いる世帯を指すことが多く、保育料の軽減や住宅支援、医療費負担の軽減など子育て支援の基準としている。

脱炭素

脱炭素とは、地球温暖化の主因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を徹底的に削減し、最終的に実質ゼロ（排出と吸収・除去の均衡）を目指す社会・経済への転換全体を指す考え方。

男女共同参画社会

豊かで調和のとれた社会づくりのため、あらゆる分野において、男女が平等の立場で主体的に参画する社会のこと。

地域福祉委員

地域住民の福祉課題を把握し、区長と民生委員・児童

委員と連携しながら、住民の生活支援や地域活動を推進するボランティアのこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、医療や介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」をいう。地区計画は、「地区計画の目標」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、市民などの意見を反映して、まちづくりのルールをきめ細かく定めている。

地方創生 2.0

地方創生 2.0 は、単なる地方の活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様性の時代の多様な幸せを実現するための社会政策であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営みのこと。

地方分権

これまでの経済的効率性の重視や画一主義から、生活優先・多様化・個性化重視への転換を目指して、国の持つ権限や財源を、暮らしに身近な県や市町村に移すこと。住民の声が行政に素早く反映され、個性的なまちづくりができるようになる。

超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

DV

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者（事実婚、元配偶者も含む）や交際相手等からの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力も含まれる。

適応指導教室

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別の施設において、集団生活への適応や学習指導を行うことにより学校復帰を支援する事業のこと。

デジタル・トランスフォーメーション

デジタル技術を活用して、社会や生活、ビジネスのあり方を根本的に変革すること。

デジタルアーカイブ

文書や写真、音声、映像などの文化財や歴史資料をデジタル化し、保存・公開すること。

デベロッパー

都市や住宅、マンションなど大規模な開発業者（developer）のこと。

デマンドタクシー

既存の鉄道及び路線バスが確保されていない公共交通空白地域等において、高齢者等が自ら移動できる手段を確保し、健康的に暮らせる住環境を創出することを目的

に実施するタクシーのこと。

テレワーク

ICTを活用して在宅勤務やサテライトオフィス等での勤務など、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

特別支援教育

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

都市計画道路

円滑な都市活動を支え、都市の利便性の向上や良好な都市環境を確保するために、都市計画法に基づいて決定された道路のこと。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づき、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにした計画のこと。

都市のコンパクト化とネットワーク化

今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっている。こうした課題に対応するため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど都市全体の構造を見直して、コンパクトなまちづくりを進めること。

な行**南海トラフ地震**

静岡県駿河湾から九州東沖の南海トラフ沿いで発生する大規模地震。高い津波を伴うと想定されている。

二次交通

空港や主要の鉄道駅（一次交通）などから観光地までの交通手段のこと。路線バスやタクシー、レンタカー、レンタサイクルなどがある。

日本農業遺産

地域の食文化や景観、生物多様性など、伝統的な農林水産業のあり方を維持してきた地域を国が認定する制度のこと。

認知症ケアパス

認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるかサービス提供の流れをまとめたもの。本人や家族が安心して暮らせるよう支援する。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人のこと。特別な資格は必要ない。

認定農業者

経営規模の拡大や土地の集約化・複合化などによって農業経営の改善を図るため、将来の農業の経営改善計画を作成して市町村の認定を受けた農業者のこと。

農業集落排水

農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善などを図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした農林水産省所管による下水道事業のこと。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づくもので

あり、優良な農地を保全するとともに農業振興のための各種施策を計画的に実施するために総合的な農業振興の計画を定めたもの。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、普通（ノーマル）の生活、権利等が保障されるように、環境整備を目指す理念のこと。

は行

バイオメタン発酵

家畜の糞尿や生ごみなどの有機物を、微生物の働きでメタンガスと二酸化炭素に分解すること。生成されたメタンガスはエネルギーとして利用される。

（公共下水道）排水区域内人口

公共下水道の供用が開始された地域に住んでいる人口のこと。公共下水道への接続の有無を問わない。

発達相談

発達障害のある子ども（者）及びその家族に対する専門的な相談のこと。保健所や児童相談所、精神保健福祉センターなどで相談に応じている。

パブリックコメント

町の基本的な政策等を決定するにあたって、その政策等の趣旨、目的、内容などを広く公表して町民からの意見を募り、その意見を考慮して政策その他に反映させる制度。

ハラスメント

嫌がらせやいじめのこと。地位や権力などを背景に、不快な言動や行為を行うこと。

ハローワーク

公共職業安定所の愛称のこと。

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略称。生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きい程水質汚濁は著しい。

PDCAサイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の4段階を繰り返して、業務などを継続的に改善していく一連の流れのこと。

非核平和都市宣言

核兵器の廃絶を願い、世界の恒久平和を希求する意思を表明する宣言のこと。

比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム

比企丘陵の谷津田において行われている、雨水や湧水を利用して水稲を栽培する伝統的な農業システムのこと。

非常備消防

消防団のこと。常備消防という場合は消防本部及び消防署を指す。

百歳体操

高齢者の筋力維持や転倒予防を目的とした体操のこと。

ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「利用会員」と育児サービスを提供できる「提供会員」の双方を募り、有償で助け合い、保育園へのこどもの送迎、保育園の開始前や終了後にこどもを預かってもらえるなどのサービスが受けられるシステム。

フィールドワーク

研究対象の場所や現場に出向き、直接観察や調査を行うこと。

プチフードパントリー

生活困窮者に対し、食品や日用品を無償で提供する活動のこと。比較的小規模な活動を指す。

不登校

学校を年間30日以上休んでいる児童生徒の状態。

フレイル

一般に“加齢により”心身の機能が低下してきた状態。『健康』と『要介護』の間にあることをいう。

ヘイトスピーチ

特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のことを言う。差別的憎悪表現とも呼ぶ。

放課後子供教室

すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、こどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う取組のこと。

防災行政無線

国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として構築する、防災用無線のこと。

細川紙技術者協会

ユネスコ無形文化遺産に登録された「細川紙」の伝統技術の保存と継承を目的とする団体。

細川紙

国産楮のみを使用し、従来の工法により作られた、伝統的工芸品。この紙漉き技術が国の重要無形文化財に指定されており、平成26（2014）年にはユネスコ無形文化遺産に登録された。

ま行

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源

（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

や行

有機農業

化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、自然の力を活かして作物を育てる農業のこと。

ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能となるこ

とを前提に普遍性を強調した概念。

ユネスコ無形文化遺産

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産保護条約に基づき人から人へと継承される芸能、祭礼、伝統工芸等を対象に登録される。

ら行

ライフコースアプローチ

生涯にわたる出来事や経験が、その後の生活にどのように影響するか人生を時間軸に沿ってとらえた健康づくりをいう。

ライフサイクルコスト

建物や製品が、企画・設計から廃棄・処分されるまでの全期間でかかる総費用。

レファレンスサービス

図書館などで、調べたいことや探している資料などの質問に対して、必要な資料・情報を案内するサービスのこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭生活や地域活動などを組み合わせ、バランスのとれた働き方及び生活のあり方を選択できるようにすること。

小川町第6次総合振興計画
基本構想・前期基本計画

令和8年3月発行

発行 小川町

編集 小川町政策推進課

〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地